

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区立公園等における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等について
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第5条第2項第6号（本人外収集）
- ◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：区長室危機管理課危機管理係）

事業の概要

事業名	新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づく業務
担当課	危機管理課及びみどり公園課
目的	1 新宿区立公園等において防犯カメラを設置することとする。 2 新宿区立公園等のほか、防犯カメラを設置することができる施設の範囲を明確にする。
対象者	防犯カメラを設置する新宿区立公園等の利用者
事業内容	<p>区は、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を「新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」（平成17年6月10日付け17新区危危第181号）（以下「要綱」という。）として定め、適正に運用している。（平成17年度第1回及び第3回本審議会承認・了承事項）</p> <p>近年、新宿区立公園等（以下「公園等」という。）の利用実態により、一部の公園等において防犯カメラを設置する必要性が生じてきた。</p> <p>公園等は、要綱上の対象施設に該当するが、平成17年度第1回及び第3回本審議会においては、公園等が要綱上の対象施設に該当する旨について言及していなかったため、改めて今回本審議会に付議するものである。</p> <p>また、今回の付議に当たり、改めて要綱全体を見直し、防犯カメラを設置することができる対象施設をより明確にするよう、要綱を改正することとする。</p> <p>さらに、公園等における防犯カメラの設置基準等を明確にするため、要綱第13条の実施細目として「実施要領」を合わせて定めることとする。</p>

件名 新宿区立公園等における防犯カメラの設置に伴う本人外収集について

保有課 (担当課)	危機管理課及びみどり公園課
登録された (登録する予定の) 個人情報業務の名称	新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づく業務
収集する個人情報項目 (だれの、どのような項目か)	1 収集の対象者の範囲 防犯カメラを設置する新宿区立公園等の利用者 2 収集する項目 上記対象者を映す防犯カメラの画像
収集した個人情報項目の記録媒体	電磁的媒体
収集の相手方 (どこから収集するのか)	防犯カメラを設置する新宿区立公園等の利用者
収集の目的	1 利用者の安全確保 2 施設の適正な管理 3 犯罪の予防 4 事故の防止
本人からの直接収集しない理由等	不特定多数の新宿区立公園等の利用者に係る画像を収集する必要があるため
収集開始時期及び期間	平成26年5月 (要綱改正日) から (以降継続)
備考	*****

件名 新宿区立公園等における防犯カメラの設置に伴う画像情報の外部提供について

保有課 (担当課)	危機管理課及びみどり公園課
登録業務の名称	新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づく業務
登録業務の目的	1 利用者の安全確保 2 施設の適正な管理 3 犯罪の予防 4 事故の防止
外部提供の相手方	要綱第 8 条第 2 項に規定する「管理者が画像情報の提供を行う相手方」
外部提供を行う理由	外部提供を行うことにより、上記「登録業務の目的」欄に掲げるいずれかの目的が達成されるため
外部提供を行う情報項目	【防犯カメラを設置する新宿区立公園等の利用者に係る情報項目】 当該対象者を映す防犯カメラの画像
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙及び電磁的媒体
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	本件外部提供は、要綱第 8 条第 1 項の規定により行うことに限定することとする。
外部提供の相手方としての情報保護対策	本件外部提供は、要綱第 8 条第 2 項の規定により行うことに限定することとする。
外部提供の時期	平成 26 年 5 月 (要綱改正日) から (以降継続)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	事例に応じ、適宜、本人通知を行う。